

# 第**80**期

# 定時株主総会 招集ご通知

# 開催日時

2024年6月25日(火曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

# 開催場所

東京ポートシティ竹芝 オフィスタワー 1階 ポートホール 東京都港区海岸一丁目7番1号

- ※開催場所が昨年と異なりますので、お間違えの ないようご注意ください。
- ※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用 意はございません。

また、当日はクールビズにて対応させていただ きますので、ご了承賜りますようお願い申し上 げます。

書面又は インターネット等 による 議決権行使期限

2024年6月24日(月曜日) 午後5時30分到着•入力分 まで

# 八洲電機株式会社

# 月 次

第80期定時	株主総会招集ご通知	02
事業報告		06
連結計算書類	領	30
計算書類		46
監査報告書		56
株主総会参	<b>考書</b> 類	
第1号議案	取締役(監査等委員である取締役を	
	除く。) 5名選任の件	61
第2号議案	監査等委員である取締役3名選任	0.5
	の件	65
第3号議案	補欠の監査等委員である取締役1名	
	選任の件	69
【ご参考】		
株主通信		71

※書面交付請求をされた株主様には法令及び当社定 款の規定に基づき電子提供措置事項から一部を除 いた書面をご送付しております。 したがってご送付している書面の頁番号、項番、参 照頁の記載は電子提供措置事項と同一になってお

りますので、ご了承ください。

証券コード:3153

# 株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く 御礼申し上げます。

さて、第80期定時株主総会を開催いたしますのでお知らせいたします。この「招集ご通知」には、株主総会への報告事項として第80期事業報告を記載し、また、ご決議をお願いする3つの議案についてご説明しております。さらに株主の皆様にご紹介したいトピックス等も掲載しておりますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。

2024年3月期の当社グループの業績は好調に推移し、「中期経営計画(2020~2024年度)」の目標値「連結経常利益35億円、連結経常利益率5.0%」を一年前倒しで達成いたしました。

本年 4 月からは 2027 年 3 月期を最終年度とする新たな中期経営計画をスタートし、併せて経営理念と経営ビジョンをブラッシュアップいたしました。経営理念は、社員の成長・幸福を通して社会に貢献することを表し、経営ビジョンは、次なるステージへ向けて当社が目指す未来像・ゴールを新たに示しています。

新たな中期経営計画では、「未来志向でウェルビーイング経営を推進し、エンゲージメントを高め創立80周年を更なる飛躍の転換点(ターニングポイント)にする」という基本方針のもと、様々な施策に取組んでおります。当社グループの総力結集によるグループシナジーとエンジニアリングで持続的な企業価値向上の実現に向け邁進してまいります。

なお、第80期の期末配当金につきましては3円の増配を実施し、1株あたり28円といたしました。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理 解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



代表取締役社長兼COO

# 清官茂樹

# 経営理念

# 「信·愛·和|

信は、「社員と社会に信用・信頼される会社」 愛は、「社員と社会に愛される会社」 和は、「社員が協力・協調し、社会に貢献する会社」を 表します。

# 経営ビジョン

クオリティの高いエンジニアリング力を通じ 社会に貢献するエクセレントカンパニーとして サステナブルな未来を創造する 株主各位

東京都港区新橋三丁目1番1号

# 入洲電機株式会社

代表取締役社長兼COO 清 宮 茂 樹

# 第80期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第80期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、当社ウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト

https://www.yashimadenki.co.jp/ir/library/meeting.html



電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、「銘柄名(会社名)」に「八洲電機」又は「コード」に当社証券コード「3153」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)





なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年6月24日(月曜日)午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

	면
1 日 時	2024年6月25日(火曜日)午前10時(受付開始:午前9時)
2 場 所	東京都港区海岸一丁目7番1号 東京ポートシティ竹芝 オフィスタワー 1階 ポートホール ※開催場所が昨年と異なりますので、お間違えのないようご注意ください。 ※株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。
3 会議の目的事項	報告事項 (1)第80期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等 委員会の連結計算書類監査結果報告の件 (2)第80期(2023年4月1日から2024年3月31日まで) 計算書類の内容の報告の件 決議事項 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)5名選任の件 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
4 その他招集に あたっての 決 定 事 項	<ul><li>(1)ご返送いただいた議決権行使書において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取扱わせていただきます。</li><li>(2)議決権行使書面の郵送による方法とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。</li></ul>

(3) インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせ

以上

- ◎書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。
  - ①事業報告

「企業集団の現況に関する事項」のうち

財産及び損益の状況の推移、主要な事業内容、主要な営業所、従業員の状況、主要な借入先、

ていただきます。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

「会社の株式に関する事項」

「会社の新株予約権に関する事項」

[会社役員に関する事項]のうち

責任限定契約の内容の概要、社外役員に関する事項、その他会社役員に関する重要な事項

「会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項」

「会計監査人の状況」

「会社の体制及び方針」

②連結計算書類

「連結貸借対照表」「連結損益計算書」「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」

③計算書類

「貸借対照表」「損益計算書」「株主資本等変動計算書」「個別注記表」

4)監査報告書

「連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書」「会計監査人の監査報告書」「監査等委員会の監査報告書」

なお、監査等委員会及び会計監査人は、上記事項を含む監査対象書類を監査しております。

- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにその旨、修正前及び修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

# 議決権行使についてのご案内

下記のいずれかの方法で議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

# 株主総会への 出席による議決権行使



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

## 開催日時

2024年6月25日(火) 午前10時

# 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各 議案の賛否をご記入のうえ、 行使期限までに到着するよう にご返送ください。

## 行使期限

2024年6月24日(月) 午後5時30分到着分まで

# インターネット等による 議決権行使



次頁の案内に従って各議案の 賛否をご入力ください。

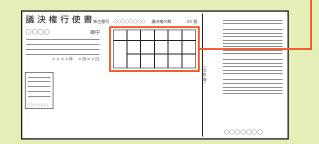
## 行使期限

2024年6月24日(月) 午後5時30分入力分まで

# 【機関投資家の皆様へ】

管理信託銀行等の名義株主様(常任代理人を含みます。)につきましては、あらかじめ申し込みされた場合に限り、株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことができます。

# 議決権行使書用紙のご案内



# 郵送(書面)によるご行使

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。 ※議案につき賛否の表示のない場合は、賛成の意 思表示があったものとしてお取扱いいたします。

# 第1・2号議案

- ▶ 全員替成の場合 ⇒ 「替」の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合 ⇒ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合
  - ⇒「賛」の欄に○印をし、反対する候補者 の番号をご記入ください。

# 第3号議案

- ▶ 反対の場合⇒「否」の欄に○印

## インターネット等による議決権行使のご案内

# QRコードを読み取る方法 (スマートフォン・タブレット等から)



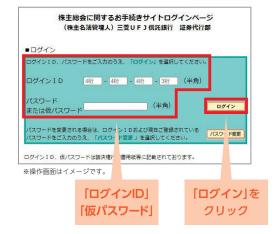
# \_\_\_\_ ログインID・仮パスワードを入力 する方法

1 議決権行使ウェブサイトに アクセスする https://evote.tr.mufg.jp/



2 ログインする

お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された 「ログインID」及び「仮パスワード」を入力し、 「ログイン」をクリック



## 以降は画面の指示に従って議案に対する賛否をご入力ください。

# ① ご注意事項

- 1. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い
  - 議決権行使書面の郵送による方法とインターネット等による方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行 使を有効とさせていただきます。
  - インターネット等によって複数回議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 2. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について
  - 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・通信料等)は株主様のご負担となります。

議決権の行使システムなどに関する お問合せ 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 (ヘルプデスク) 通話料無料 **20 0120-173-027** 受付時間 9:00~21:00

# 事業報告 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

# 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

売上高(百万円)

当連結会計年度におけるわが国経済は、物価高により個人消費の回復は鈍いものの、雇用・所得環境が改善し、デジタル化・脱炭素化の潮流により企業の設備投資は増加傾向にあり、景気は緩やかに回復しております。その一方で、世界的なインフレや金融引き締め懸念による景気の停滞感が強まり、また、国際情勢の地政学リスクの高まりが続くなど、依然として景気回復への懸念が残る状況にあります。

そのような状況下、当社グループでは、エンジニアリング会社としてのさらなる進化を目指し、当社グループのブランドである「電機制御システム」「電源システム」「空調システム」の3つのコア技術を活かしたソリューションエンジニアリング力の強化により、付加価値の増大と収益基盤の拡大を図ってまいりました。当社グループのエンジニアリング力で顧客のグリーン化(GX)投資、デジタル化(DX)投資、事業変革投資を取込み、社会課題や顧客の経営課題を解決し、持続可能な社会の実現を図るなかで、事業規模の

おります。 当連結会計年度におきましては、老朽設備の更新 や設備の維持・保全案件に加え、付加価値の高いエ ンジニアリング案件で、顧客の戦略投資案件を獲得 するなど、これまで推し進めてきた成長戦略の各種 施策や事業構造改革、収益力の強化が着実に成果を 上げた結果、売上高は648億62百万円(前年比7.6

拡大を推進しております。さらに、ウェルビーイン

グ経営 (健康経営等) に取組み、従業員のエンゲー ジメント向上を図り、「働きやすい、働き甲斐のある

企業」を目指し、生産性の向上と業績向上を図って

%増)、営業利益は38億94百万円(前年比39.3%増)、経常利益は40億19百万円(前年比37.2%増)、 親会社株主に帰属する当期純利益は26億57百万円 (前年比38.7%増)と、各段階利益はいずれも大幅な増益となり、2009年6月の上場以来最高益となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。



営業利益(百万円)



経常利益(百万円)



親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)

# ①プラント事業

主要取扱製品 電機制御、発電設備、電源設備、生産管理システム、省エネ・環境技術を主体としたグリーン製品等、これらに関わる保守・メンテナンスサービスなど

鉄鋼・非鉄分野では、好調な銅・ステンレス業界を中心に、新工場向けの特高受変電設備新設工事や、生産設備の信頼性向上を目的とした老朽化対策としてそれらに関連する付帯設備や電気設備工事が順調に進捗し、売上高は好調に推移しました。石油・化学・ガス分野では、長期に稼働した自家発電設備及び付帯設備の老朽化対策として大型更新工事等が順調に進捗し、売上高は堅調に推移しました。

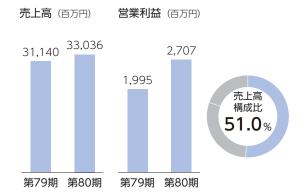
その結果、プラント事業の売上高は193億59百万円 (前年比23.7%増)、営業利益は29億1百万円(前年比58.5%増)となりました。



# ②産業・設備事業

コロナ禍で先送りされていた老朽設備の維持・更新工事が再開されているなか、一般産業分野では、工場の生産設備やユーティリティ設備の更新工事、公共事業の空港・水道案件が順調に進捗し、売上高は堅調に推移しました。空調設備分野では、情報通信関連、半導体工場関連、医療・バイオ理化学向け等の特殊空調工事や大口空調機納入案件が順調に進捗したことにより、売上高は堅調に推移しました。産業機器分野においては、主要セットメーカーの生産調整はあったものの製造業の生産にかかわる設備投資、及び首都圏を中心とした再開発案件の増加により、売上高は堅調に推移しました。

その結果、産業・設備事業の売上高は330億36百万円(前年比6.1%増)、営業利益は27億7百万円(前年比35.7%増)となりました。

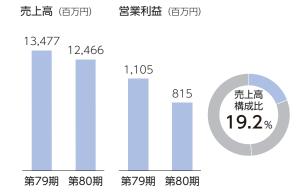


# ③交通事業

主要取扱製品 車両及び車両電気品、受変電設備、運行管理システム、車両基地設備等、これらに関わる保守・メンテナンスサービスなど

鉄道業界では、行動制限が緩和され訪日外国人等の 観光需要による鉄道利用者の増加に伴い、停滞してい た老朽設備の更新や、新たなスマート保安などの設備 投資が再開されております。車両分野においては新型 特急車両や制御装置、保安装置等の大型電気品、変電 分野では長期に稼働した設備の更新、信号・情報分野 では運行管理システム改修や運行情報表示装置用部材 更新、機械・設備分野では分岐装置などの機械設備更 新工事等が順調に推移しましたが、工事案件の作業進 捗に伴う売上高が減少しました。

その結果、交通事業の売上高は124億66百万円(前年 比7.5%減)、営業利益は8億15百万円(前年比26.2% 減)となりました。



## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資は2億29百万円であります。その主な内容は、設備 及びソフトウエアの取得費用等であります。

# (3) 資金調達の状況

当連結会計年度の資金調達として特記すべき重要な事項はありません。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

# (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

#### (8) 対処すべき課題

2023年度は、3つのコア技術を活かしたソリューションエンジニアリング力を強化することにより付加価値の増大及び事業規模の拡大を図りました。また、ウェルビーイング経営を推進し、従業員のエンゲージメント向上に取組み、生産性向上と企業の業績向上を図ってまいりました。その結果、2009年6月の上場以来最高益を更新し、また、2024年度を終了年度とする中期経営計画(2020年度~2024年度)の目標値を前倒しで達成したため、計画期間を2023年度で終了しました。

2024年度は、円安に伴うインフレ懸念はあるものの、好調な企業収益のもと設備投資が堅調に推移し、また、賃金の上昇による個人消費の回復や訪日観光客の増加など、国内景気は回復すると考えられます。

そのような状況下、八洲電機グループのブランドである「電機制御システム」「電源システム」「空調システム」の3つのコア技術をさらに進化させ、お客様の経営課題を解決することで持続的な成長につなげるため、新たな「80/26中期経営計画(2024年度~2026年度)」を策定し、2026年度(最終年度)目標値「連結売上高700億円、連結経常利益50億円、経常利益率7.1%」の達成に向け、次の4点に取り組んでまいります。

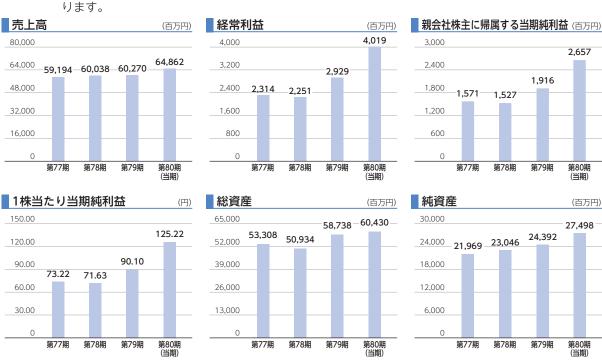
#### 1. 事業系戦略

- ・社会インフラに携わるお客様の経営課題を的確に捉え、エンジニアリングとグループ連携によって解決し、「収益の拡大」「事業規模の拡大」を図るとともに、グループ会社全体で一致協力し、「保守ビジネス」等の新規事業を創出し、八洲電機グループの事業領域を拡大します。
- 2. 管理系イノベーション戦略
  - ・未来志向で、社内管理部門の統合・再編による業務改革と効率化を推進します。
  - ・適材適所を実現する人事考課制度に改定します。
  - ・事業成長の原動力とすべく処遇制度の改定及び処遇を改善します。
- 3. 社内DX戦略
  - ・基幹システムを最新のシステムに切り替えることにより、機動性ある業務へ脱却を図ります。
  - ・基本業務の見直しに伴い、新しい業務方法を検討し業務効率を改善し省力化を図ります。
- 4. コンプライアンス及びCSR活動の推進
  - ・八洲電機グループが一体となりコンプライアンスの徹底を図ります。
  - ・サステナビリティ経営に取組み、事業活動を通じた社会貢献を果たし、高い倫理観と責任感を持ち、持続可能な社会の構築に向けた活動を推進します。

#### (9) 財産及び損益の状況の推移

	区	分		第 77 期 自 2020年4月1日 至 2021年3月31日			第 80 期 自 2023年4月1日 至 2024年3月31日 (当連結会計年度)
売	上	高	(百万円)	59,194	60,038	60,270	64,862
経	常利	」 益	(百万円)	2,314	2,251	2,929	4,019
親会社	株主に帰属する	当期純利益	(百万円)	1,571	1,527	1,916	2,657
1 株	当たり当期	月純利益	(円)	73.22	71.63	90.10	125.22
総	資	産	(百万円)	53,308	50,934	58,738	60,430
純	資	産	(百万円)	21,969	23,046	24,392	27,498

- 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数(自己株式控除後)により算出しております。 2. 第78期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日) 等を適用してお り、第78期以降の財産及び損益の状況については、その会計基準等を適用した後の数値で記載してお ります。



# (10) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

(2024年3月31日現在)

会 社 名	資本金	出資比率	主要な事業内容
八洲ファシリティサービス(株)	100百万円	100.0%	空調・産業機器の修理・保守点検等の総 合サービス
八洲産機システム㈱	350百万円	100.0%	産業電機機器の販売・保守メンテナン ス・工事
八洲制御システム㈱	10百万円	100.0%	空調・水処理・プラントシステム等の制 御盤製造・販売
八洲EIテクノロジー㈱	350百万円	100.0%	空調設備等の環境技術と情報技術を融合 したサービス
㈱中国パワーシステム	30百万円	66.7%	中国地区の電力会社に、火力発電機器等 の販売、保守・メンテナンス
㈱西日本パワーシステム	10百万円	100.0%	九州地区の電力会社に、水力発電機器等 の販売、保守・メンテナンス
八洲プラント建設㈱	50百万円	100.0%	受変電設備・各種プラント設備の設計・ 施工
八洲ビジネスサポート㈱	10百万円	100.0%	人材派遣業、業務請負業

②事業年度末日における特定完全子会社の状況 該当事項はありません。

# (11) 主要な事業内容

当社グループは、主に㈱日立製作所及びそのグループ会社の特約店として電気機器、情報機器、産業用設備、空調関連機器等の販売及びシステム工事を行っております。なお、セグメントによる主要な取扱製品は次のとおりであります。

(2024年3月31日現在)

セグメントの名称	主要取扱製品名
プラント事業	電機制御、発電設備、電源設備、生産管理システム、省エネ・環境技術を主体とした グリーン製品等、これらに関わる保守・メンテナンスサービスなど
産業・設備事業	受変電システム、空圧システム、上下水道システム、監視制御システム、空調機器 等、これらに関わる保守・メンテナンスサービスなど
交通事業	車両及び車両電気品、受変電設備、運行管理システム、車両基地設備等、これらに関 わる保守・メンテナンスサービスなど

# (12) 主要な営業所

①当社

(2024年3月31日現在)

営 業 所 名	所 在 地		営業	所 名		所 在 地
本	東京都	中	玉	支	店	広島県
エンジニアリングセンタ-	東京都	岡	Ш	支	店	岡山県
京 浜 営 業 戸	神奈川県	福	山	業	所	広島県
関 西 支 社	大阪府	九	州	支	店	福岡県

②子会社

(2024年3月31日現在)

	(=== :   = /3= : = /6 =/
会 社 名	営 業 所 在 地
八洲ファシリティサービス(株)	東京都・栃木県・神奈川県・埼玉県
八 洲 産 機 シ ス テ ム ㈱	東京都・大阪府・広島県
八 洲 制 御 シ ス テ ム ㈱	広島県・大阪府・東京都・愛知県
八洲EIテクノロジー(株)	東京都・大阪府・広島県
㈱中国パワーシステム	広島県・岡山県・山□県
(株) 西日本パワーシステム	福岡県
八 洲 プ ラ ン ト 建 設 (株)	東京都
八洲ビジネスサポート㈱	東京都

# (13) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

(2024年3月31日現在)

セグメント	従業員数	前連結会計年度末比増減
プラント事業	216名 (1	名) 27名増
産業・設備事業	538名 (	-) 6名減
交通事業	84名 (	-) 28名減
全社(共通)	147名 (	-) 12名増
	985名 (1	名) 5名増

<sup>(</sup>注) 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの 出向者を(外書) で表示しております。

# ②当社の従業員の状況

(2024年3月31日現在)

従業員数		前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
513名	(3名)	8名増	45.1歳	19.3年

(注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を(外書)で表示しております。

## (14) 主要な借入先

(2024年3月31日現在)

借入先	借入金残高		
(株)三菱UFJ銀行	610百万円		
㈱伊予銀行	200百万円		
㈱みずほ銀行	50百万円		

# (15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

# 2. 会社の株式に関する事項(2024年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 50,000,000株

(2) 発行済株式の総数 21,236,499株 (自己株式546,001株を除く。)

(3) 株主数 28,464名

(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持株比率
公益財団法人八洲環境技術振興財団	1,430千株	6.7%
日本マスタートラスト信託銀行㈱ (信託口)	1,316千株	6.2%
八洲電機従業員持株会	522千株	2.5%
落合憲	500千株	2.4%
日立グローバルライフソリューションズ㈱	487千株	2.3%
㈱日立産機システム	400千株	1.9%
㈱三菱UFJ銀行	350千株	1.6%
㈱伊予銀行 (常任代理人㈱日本カストディ銀行)	350千株	1.6%
㈱日本カストディ銀行 (信託□)	300千株	1.4%
嶽山富美江	181千株	0.9%

- (注) 1. 千株未満は切り捨てて表示しております。
  - 2. 持株比率は、自己株式 (546,001株) を控除して算出しております。
  - 3. 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。 日本マスタートラスト信託銀行(株)(信託口) 1,316千株 (株)日本カストディ銀行(信託口) 300千株

# (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

・取締役に交付した株式の区分別合計

区 分	株式数	交付対象者数
取締役(監査等委員である取締役及び 社外取締役を除く。)	26,178株	5名
合計	26,178株	5名

## (6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

# 3. 会社の新株予約権に関する事項(2024年3月31日現在)

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況 該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社従業員等に交付した新株予約権等の状況 該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項 該当事項はありません。

## 4. 会社役員に関する事項(2024年3月31日現在)

#### (1) 取締役の氏名等

氏			名	地	位		担	3		}	当		重要な兼職の状況
太	$\blacksquare$	明	夫	代表取締役会	会長兼CEO								
清	宮	茂	樹	代表取締役社長	· 兼 COO								
É	石	誠	仁	取締役兼相談	役(執行役員)								八洲EIテクノロジー㈱ 代表取締役社長 八洲制御システム㈱ 取締役 相談役
織	$\blacksquare$	富	造	取締役兼	常務執行役員	経	営	統	括	本	部	長	八洲EIテクノロジー㈱ 取締役
岡	谷	洋	介	取締役兼	上席執行役員	管	理	統	括	本	部	長	八洲制御システム㈱ 取締役 八洲ビジネスサポート㈱ 取締役
宮		直	仁	取締役(監	査等委員)								Strawberry jams㈱ 社外監査役 学校法人貞静学園 理事
黒	﨑		猛	取締役(監	査等委員)								
Ш	内		豊	取締役(監	査等委員)								㈱前川製作所 社外監査役

- (注) 1. 取締役のうち宮直仁氏、黒﨑猛氏、山内豊氏は、社外取締役であります。
  - 2. 取締役のうち宮直仁氏、黒﨑猛氏、山内豊氏は、東京証券取引所に独立役員として届け出ております。
  - 3. 監査等委員である取締役宮直仁氏及び監査等委員である取締役山内豊氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当の知見を有するものであります。
  - 4. 当事業年度中の取締役の異動
    - 2023年6月27日付で、監査等委員である取締役石澤輝之氏は辞任により退任し、同日付で2022年6月23日開催の当社第78期定時株主総会において、補欠の監査等委員である取締役に選任された山内豊氏が取締役(監査等委員)に就任いたしました。
  - 5. 重要な兼職先である法人等と当社との関係

取締役(監査等委員)宮直仁

Strawberry jams㈱並びに学校法人貞静学園と当社との間には、特別の関係はありません。 取締役(監査等委員)山内豊

㈱前川製作所と当社との間には、特別の関係はありません。

6. 当社は監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席等 を通じて情報の収集を行うほか、内部監査部門及び業務執行取締役から定期的にヒアリングを行い、 監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

#### 7. 2024年4月1日付で、次のとおり異動がありました。

	7. 2027年4711日日で、人のこのグ共動力のグなりた。									
氏		名	地位及び担当並びし	に重要な兼職の状況						
LU		4	変更前	変更後						
É	石 誠	仁	取締役 兼 相談役(執行役員) 八洲EIテクノロジー㈱ 代表取締役社長 八洲制御システム㈱ 取締役 相談役	取締役 兼 相談役 八洲EIテクノロジー㈱ 代表取締役社長						
岡	谷 洋	介	取締役 兼 上席執行役員 管理統括本部長 八洲制御システム㈱ 取締役 八洲ビジネスサポート㈱ 取締役	取締役 兼 上席執行役員 経営統括本部 副統括本部長 八洲ビジネスサポート㈱ 取締役						

#### (2) 当事業年度に係る取締役の報酬等

①取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項 当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう業績並 びに株主利益と連動した報酬体系とし、固定報酬、業績連動報酬、非金銭報酬で構成しております。個々の 取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

報酬等の種類ごとの決定方針は、固定報酬については月例報酬とし、役位、役割、本人の貢献度を総合的に勘案して決定しております。業績連動報酬については、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の連結経常利益の目標値に対する達成度合い、並びに本人の役割に応じた功績に基づき決定するものとし、固定報酬とともに毎月現金支給しております。非金銭報酬については、中長期的な業績向上と企業価値の増大に向けての意欲を一層高めるため、譲渡制限付株式とし、対象取締役の役位に応じて支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式で発行を受けるものとしております。

報酬等の種類ごとの比率の目安は、固定報酬:業績連動報酬:非金銭報酬=60:30:10としております。

なお、決定方針の決定方法は、過半数が独立社外取締役で構成する指名・報酬諮問委員会の審議・答申を 踏まえて、取締役会の決議により決定しております。

### ②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2023年6月27日開催の株主総会決議により、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は年額350百万円、また、譲渡制限付株式の付与による株式報酬制度のために支給する金銭報酬債権の報酬限度額を年額45百万円としております。当該定時株主総会終結後の取締役の員数は5名です。

監査等委員である取締役の報酬限度額は、2016年6月24日開催の株主総会決議により、年額60百万円としております。当該定時株主総会終結後の監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役は2名)です。

③取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項 取締役の個人別報酬額の決定については、取締役会決議に基づき代表取締役会長兼CEO 太田明夫が委 任を受け、決定しております。上記の取締役会決議は、指名・報酬諮問委員会の答申を得て行うこととして おります。委任された権限の内容については、上記の委任を受けた代表取締役会長兼CEOは、個人別報酬 額の決定方針を踏まえた指名・報酬諮問委員会の答申の内容に従って、個人別報酬額の決定をしなければな らないこととしております。

これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表 取締役会長兼CEOが最も適しているためであります。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、指名・報酬諮問委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、取締役会もその答申を尊重し、決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ④取締役の報酬等の総額等

√ 4	報酬等の 総額	報酬等	の種類別の総額(	百万円)	対象となる 役員の員数
	(百万円)	基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	(人)
取締役(監査等委員である 取締役を除く)	244	136	75	32	5
(うち社外取締役)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	33 (28)	33 (28)	_	_	4 (3)

- (注) 1. 業績連動報酬等の額の算定の基礎として選定した業績指標は、当社の重要な経営指標である連結経常 利益であります。業績連動報酬等の算定方法は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるた め、各事業年度の連結経常利益の目標値に対する達成度合い、並びに本人の役割に応じた功績に基づ き決定しております。
  - なお、当事業年度を含む連結経常利益の推移は1.(9)財産及び損益の状況の推移に記載のとおりです。
  - 2. 非金銭報酬等として取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して譲渡制限付株式を交付しております。当該譲渡制限付株式の内容及びその交付状況は、2. 会社の株式に関する事項に記載のとおりです。
  - 3. 非金銭報酬等は、譲渡制限付株式報酬制度に基づく当事業年度における費用計上額を記載しております。

- 4. 上記以外に、2008年6月24日開催の第64期定時株主総会において、役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給が承認可決され、当時在任していた役員の実際の退任日に支給されます。現在の支給予定額は、当時在任していた取締役1名で6百万円となっております。
- 5. 上記の監査等委員である取締役の支給人員には、2023年6月27日付で辞任により退任した取締役1名を含んでおります。

#### (3) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役は会社法第427条第1項の規定に基づき、責任限定契約を締結しております。

監査等委員である取締役の会社法第423条第1項の責任に基づく損害賠償責任については、同法第425条 第1項に規定する最低責任限度額をもって、損害賠償責任の限度としております。

#### (4) 社外役員に関する事項

- ①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係 該当事項はありません。
- ②主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- ③当事業年度における主な活動状況 取締役会及び監査等委員会への出席状況及び発言状況

区分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社外取締役 (監査等委員)	宮 直 仁	当事業年度開催の取締役会には13回中13回出席し、また、監査等委員会には14回中14回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から必要に応じ、経営上に有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	黒崎猛	当事業年度開催の取締役会には13回中13回出席し、また、監査等委員会には14回中14回出席し、主に経営幹部として培ってきた豊富な経験・見地から必要に応じ、経営上に有用な指摘、意見を述べております。
社外取締役 (監査等委員)	山 内 豊	当事業年度開催の取締役会には10回中10回出席し、また、監査等委員会には10回中10回出席し、主に公認会計士として培ってきた豊富な経験・見地から必要に応じ、経営上に有用な指摘、意見を述べております。

## ④社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

### (監査等委員 宮直仁)

主に公認会計士としての豊富な経験と財務及び会計に関する専門的見地から、議案審議等について当社の経営上有益な発言等を行っている他、指名・報酬諮問委員を務め、取締役及び上席執行役員の候補者選定や報酬制度等について審議し取締役会に答申するにあたり、重要な役割を果たしております。

また、代表取締役はじめ業務執行取締役と意見交換を行い、グループ全体に対する経営の健全性と適法性の確保に努める他、会計監査人の監査方法及び監査結果に対して、専門的見地に基づき意見・提言を行っております。

# (監査等委員 黒﨑猛)

大手石油製品企業の取締役として長年に亘り企業経営に携わった経験及び見識等から、議案審議等について当社の経営上有益な発言等を行っている他、指名・報酬諮問委員を務め、取締役及び上席執行役員の候補 者選定や報酬制度等について審議し取締役会に答申するにあたり、重要な役割を果たしております。

また、代表取締役はじめ業務執行取締役と意見交換を行い、グループ全体に対する経営の健全性と適法性の確保に努める他、内部統制システムの構築・運用に関して経営者としての経験に基づき意見・提言を行っ

#### ております。

#### (監査等委員 山内豊)

主に公認会計士としての豊富な経験と財務及び会計に関する専門的見地から、議案審議等について当社の経営上有益な発言等を行っている他、指名・報酬諮問委員を務め、取締役及び上席執行役員の候補者選定や報酬制度等について審議し取締役会に答申するにあたり、重要な役割を果たしております。

また、代表取締役はじめ業務執行取締役と意見交換を行い、グループ全体に対する経営の健全性と適法性の確保に努める他、会計監査人の監査方法及び監査結果に対して、専門見地に基づき意見・提言を行っております。

#### (5) その他会社役員に関する重要な事項

該当事項はありません。

# 5. 会社の役員等賠償責任保険契約に関する事項

#### (1)被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役(非常勤取締役を除く)及び監査等委員である取締役

#### (2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が対象会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険により補填されることとしております。

ただし、贈収賄などの犯罪行為やその他法令違反行為や故意行為に起因する役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料については全額当社が負担しております。

# 6. 会計監査人の状況

#### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

#### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①会計監査人としての報酬等の額

44百万円

②当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

44百万円

(注) 1. 監査等委員会は、会計監査人の報酬等について、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を 入手して会計監査人の過年度の職務執行状況及び報酬実績を確認し、当事業年度における会計監 査人の監査計画及び報酬見積りの算出根拠の適正性及び妥当性について必要な検証を行いまし た。

その結果、これらについて適切であると判断しましたので、会計監査人の報酬等の額について会社法第399条第1項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

#### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

# (4) 責任限定契約の締結の有無

当社は、会計監査人との間で、会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しておりません。

# (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に定める事由に該当することなどにより計算関係書類の監査に重大な支障が生じることが合理的に予想されるときは、監査等委員会は、全員の同意をもって会計監査人を解任いたします。

また、会計監査人の職務遂行体制、監査能力、専門性等が当社にとって不十分であると判断したとき、又は会計監査人を交代することにより当社にとってより適切な監査体制の整備が可能であると判断したときは、監査等委員会は、会計監査人の不再任に関する株主総会提出議案の内容を決定いたします。

# 7. 会社の体制及び方針

#### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しております。その概要は以下のとおりであります。

- ①当社及びグループ会社の取締役・従業員の職務 の執行が法令及び定款に適合することを確保す るための体制
  - イ. 当社は、グループ各社とともに、市民生活との調和を図りつつ、公正かつ適切な経営を実現するため、法令、定款及び社会規範・倫理 (以下、「法令等」と総称する。)並びに「経営理念」及び「八洲グループ行動規範」の遵守を徹底するとともに、その浸透を図る。
  - ロ. 当社は、当社及びグループ各社の取締役 (当社の上席執行役員を含む。以下、同じ。) 及び従業員(執行役員を含む。以下、同 じ。)の職務の執行が法令等並びに「経営理 念」及び「八洲グループ行動規範」に適合 することを確保し、その徹底を図るために、 コンプライアンス委員会(委員長:当社代 表取締役社長)の運営と社内教育を行う。
  - ハ. 当社は、「内部通報規程」に基づき、当社及びグループ各社の従業員が、当社及びグループ各社における法令等の違反を含むコンプライアンス違反に関する事実を発見した場合に、当社又はグループ各社のコンプライアンス担当部署及び当社監査等委員会並びに外部通報窓口に通報する内部通報制度を設け、コンプライアンス違反行為の早期発見と是正を行うとともに、通報者の保護に特段の配慮をする。

- 二. 当社内部監査部署は、当社及びグループ各社の職務の執行が法令等に適合しているかにつき内部監査を行い、改善すべき事項を明確にした上で、助言や勧告を行うとともに、監査結果について社長及び監査等委員会に報告する。社長は、担当する取締役及びグループ会社社長にその改善を指示するとともに、当該会社が当社の場合は監査等委員会、グループ会社の場合は当該グループ会社の取締役会及び当社監査等委員会に報告する。
- ホ. 当社は、グループ各社とともに、金融商品取引法に対応するため、財務報告に影響を与える可能性のある勘定科目及び拠点を選定し、その業務プロセス等の整備・運用状況を評価し、財務報告の適正性及び信頼性を確保する。
- へ、当社及びグループ各社の取締役は、職務執行確認書を作成することにより、その職務の執行が法令及び定款に適合していることを確認し、これを当社監査等委員会に提出し、当社グループにおける取締役の職務執行監督及び当社監査等委員会の監査に供する。なお、グループ各社の代表取締役は、当該グループ会社における職務執行の適法性を担保するために、当社社長宛にコンプライアンス宣誓書を提出する。

②当社取締役の職務の執行にかかる情報の保存及 び管理に関する事項

取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び 管理に関する事項は、「文書管理規程」に従って 行い、取締役及び監査等委員会は、かかる情報 を常時閲覧可能とする。

③当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、グループ各社とともに、「リスク管理 規程」に基づき、リスク管理委員会(委員長: 当社代表取締役社長)を中心として、当社及び グループ各社の経営に影響を及ぼすおそれのあ る経営リスク・事業リスク等を総合的に認識し、 評価するとともに、リスク管理体制をなお一層 整備する。なお、リスク管理体制の整備には、 経営に影響を及ぼす不測の事態が発生した場合 にも対応できる体制を含む。

- ④当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行 が効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 当社及びグループ各社は、取締役会を原則 月1回開催するほか、必要に応じて臨時に 開催し機動的な意思決定を行う。なお、当 社は、取締役会を月1回以上開催する。
  - ロ. 当社及びグループ各社は、取締役会において経営機構、代表取締役及びその他の職務執行を担当する取締役の職務分掌を定め、代表取締役及び各職務担当取締役に職務の執行を行わせる。
  - ハ. 当社及びグループ各社は、業務執行取締役 等で構成される経営会議等を設置し、職務 執行に関する個別経営課題を実務的な観点 から定期的に協議し審議する。なお、当社 は、経営会議を月1回以上開催する。
  - 二. 当社は、グループ各社とともに、グループ としての中期経営計画を策定し、これを具 体化するため、毎事業年度ごとにグループ 全体の予算方針及び重点戦略等を定める。

⑤当社グループ会社における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社の管理について、「関係会社等管理規程」に基づき適切に推進する。また、当社は、グループ各社への内部監査を実施し、グループ各社の業務全般にわたる適正性を確保する。

- ⑥当社グループ会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - イ. グループ各社は、「関係会社等管理規程」の 報告事項に定めた決算書、経営計画書、月 次決算書、その他必要と認めた書類につい て定期的に当社へ報告を行う。
  - ロ. 当社は、グループ各社の社長が出席して財務状況及び経営計画の進捗を報告し、経営上の重要事項を議論する会合を定期的に開催するとともに、グループ各社において重要な事象が発生した場合には、グループ各社の社長は、当該事象について当社社長及び関係取締役に報告を行う。
- ②当社監査等委員会の職務を補助すべき取締役及 び従業員に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する専属の部署(以下「監査等委員会担当部署」という。)を設置する。また、当社は、監査等委員会がその職務を補助すべき取締役を必要とするときは、当該取締役に申し出ることとし、さらに、そのほかに補助者を必要とするときは、補助者となるべき従業員の所属する部署の担当取締役にその旨を連絡し、当該取締役は速やかに必要な措置を講じる。

⑧前項の取締役及び従業員の当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

当社は、監査等委員会担当部署に所属の従業 員及び前項により職務を補助することとなった 従業員の人事異動・人事評価・懲戒処分等について監査等委員会の事前の同意を必要とする。 ⑨第7項の取締役及び従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会担当部署に所属の従業員及び第 7項により職務を補助することとなった取締役 及び従業員は、その職務を補助する限りにおい て監査等委員会又は監査等委員の指揮命令に従 わなければならない。

- ⑩当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び従業員並びにグループ会社の取締役、 監査役及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が当社監査等委員会に報告をするための 体制
  - イ. 当社は、監査等委員会と協議の上、取締役及び従業員が監査等委員会に報告すべき事項を「取締役会規程」で定める。なお、取締役は、その定められた事項について監査等委員会に報告するとともに、その他、当社又はグループ各社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告する。
  - ロ. 当社の取締役及び従業員並びにグループ各社の取締役、監査役及び従業員は、当社の監査等委員会からその職務の執行に資する情報について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
- ⑪前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社監査等委員会への報告を行った 前項の者に対し、当該報告をしたことを理由と して不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨 を当社の取締役及び従業員に、並びにグループ 各社の取締役、監査役及び従業員に周知徹底す る。 ⑩当社監査等委員の職務の執行について生ずる費 用等の処理にかかる方針に関する事項

監査等委員の職務の執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)について生ずる費用の前払い又は償還の手続き、その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務については、当社が監査等委員会の職務の執行に必要でないと証明をした場合を除き、処理するものとする。

- ③その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ. 当社は、監査等委員会に対し、重要な決裁書 類を供覧し、監査等委員会がいつでも経営 情報をはじめとする各種の情報を取得でき る体制をとる。
  - ロ. 当社は、監査等委員会及び監査等委員が、取締役又は会計監査人との間で、意見及び情報の交換を行う場を提供する。
- ⑭反社会的勢力との関係を遮断するための体制
  - イ. 当社は、「八洲グループ行動規範」に基づき、 グループ各社とともに、反社会的勢力との 関係遮断を遂行するための体制をとる。ま た、取引先については、取引開始時及び必 要の都度、反社会的勢力でないことを確認 する。
  - ロ. 当社は、グループ各社とともに、反社会的勢力には毅然とした対応をするが、反社会的勢力又は反社会的勢力の疑いがある者との接触が生じた場合には、速やかに警察当局及び顧問弁護士等に通報・相談して、社会的非難を受けることがないように適切に対応する。

#### (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

- ①当社及びグループ会社の取締役・従業員の職務の 執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - イ. 当社及びグループ各社の取締役(当社の上席 執行役員を含む。以下同じ。)及び従業員 (執行役員を含む。以下同じ。)は、業務遂行 にあたり社会的責任を深く自覚し、関係法 令・定款・会社規程を遵守するとともに、社 会倫理に適合した行動をすべく「八洲グルー プ行動規範」を定め、社内イントラネットに 掲載しているほか、コンプライアンスに関す る小冊子を作成して取締役・従業員全員に配 布することにより、コンプライアンス意識の 啓発に努めております。
  - ロ. 当社の業務執行取締役及び社外取締役1名並びに主要グループ会社社長をメンバーとするコンプライアンス委員会(委員長:当社代表取締役社長)を半期に1回開催し、当社及びグループ会社のコンプライアンス活動の進捗状況を確認・審議し、コンプライアンス諸施策の向上を期しております。
  - ハ. 内部通報制度については、「内部通報規程」に基づき、グループ会社を含めた社内通報窓口(当社監査等委員会を含む。)と社外通報窓口(指定弁護士事務所)を設置し、通報者が利用しやすい環境を整え、通報案件に適切に対応するとともに、通報者の保護にも特段の配慮をしております。
  - 二. コンプライアンス推進年度計画に基づき、年間教育スケジュールを定め、全従業員を対象とした教育研修を実施しており、今後も継続していく考えです。
  - ホ. 監査等委員会事務局が、年間監査計画に基づき、当社及びグループ会社を対象に法令・定款・会社規程等の遵守状況を監査しており、その監査結果に基づく改善措置等のフォローアップを実施することで、業務改善の実効性確保に注力しております。

②当社取締役の職務の執行にかかる情報の保存及び 管理に関する体制

取締役会、経営会議等取締役が出席した重要会議に関する資料及び議事録、取締役が職務執行に関して決裁した稟議書等の各種文書について、「文書管理規程」に基づき、法務ユニットにて安全かつ適切に保存・管理しております。

- ③当社及びグループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - イ. リスク管理を適切に行うため、「リスク管理 規程」及び「危機管理細則」を制定し、半期 ごとに開催するリスク管理委員会(委員長: 当社代表取締役社長)にて、対応すべきリス クの抽出、対策、効果の確認を検証しており ます。
  - ロ. BCP(事業継続計画)の効果的運用を図るため、定期的な点検・見直し及び教育・訓練を毎年実施しております。
- ④当社及びグループ会社の取締役等の職務の執行が 効率的に行われることを確保するための体制
  - イ. 当社及びグループ各社は、それぞれ定例取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、業務執行に関する重要事項を審議・決定するとともに、各取締役の定期的な業務執行状況の報告等を通じて、相互に取締役の職務執行を監督しております。
  - □. 2024年3月度取締役会にて「80/26中期経営計画」(2024年度~2026年度)を策定し、重点施策・組織体制を定め、推進しております。

⑤当社グループ会社における業務の適正を確保する ための体制

当社からグループ各社に対し取締役・監査役を派遣し、適正な業務執行を監督するとともに、当社監査等委員会事務局による内部監査の実施、グループ戦略会議等グループ会社との定例会議の開催、当社主催のコンプライアンス教育・研修会開催等を実施しております。

- ⑥当社グループ会社の取締役等の職務の執行に係る 事項の当社への報告に関する体制
  - イ. 当社取締役会や経営会議及びグループ戦略会 議等グループ会社との定例会議等にて定期的 に各グループ会社から報告を受けておりま す。
  - ロ. グループ各社でのその他重要事項があった場合は、当該グループ会社社長が当社代表取締役並びに関係取締役へ都度報告しております。
- ②当社監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び 従業員に関する事項

当社監査等委員会から、その職務を補助すべき 取締役が必要との要請を受けていないため、当該 取締役は設置しておりません。また、監査等委員 会の職務を補助すべき専属部署として、監査等委 員会の直轄下に監査等委員会事務局を設置した体 制を整えております。

⑧前項の取締役及び従業員の当社取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項

前項の取締役は、該当事項がありません。また、前項の従業員は、監査等委員会の指示命令で職務を行なっており、当該従業員の異動・評価については、監査等委員会に意見聴取し、事前の同意を得ております。なお、懲戒処分事案はありませんでした。

⑨第7項の当該従業員に対する指示の実効性の確保 に関する事項

監査等委員である取締役の執務場所と同じ職場に常駐し、監査等委員会又は監査等委員の指示命令に従い、職務を行なっております。 また、監査等委員会が監査等委員会事務局に所属する従業員以外の従業員の補助が必要であると判断した際には、監査等委員会が都度当該従業員の所属する部署の担当取締役に要請し、当該取締役は速やかに当該従業員に対して監査等委員会の職務を補助すべき旨を指示しております。

⑩当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。) 及び従業員並びにグループ会社の取締役、監査役 及び従業員又はこれらの者から報告を受けた者が 当社監査等委員会に報告をするための体制

当社取締役会にて「取締役会規程」に則り、毎 月所定事項を報告しているとともに、監査等委員 会からその職務の執行に係る報告を求められた場 合は、関係部門より随時報告しております。

⑪前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由 として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、グループ会社も含めた取締役、従業員及びグループ会社監査役に対し、当社監査等委員会に報告を行なったことにより、不利な取扱いを行なうことを禁止しており、万が一そのような事象が発見された場合は、直ちにその行為を中止させるとともに、不当行為当事者へは、就業規則に従い懲戒処分することとしています。

⑩当社監査等委員会及び監査等委員の職務の執行に ついて生ずる費用等の処理にかかる方針に関する 事項

監査等委員からの職務執行(監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。)に係る費用請求については、毎年一定額の予算を計上しており、監査等委員からの職務の執行について生ずる費用の請求については、当社が監査等委員会の職務の執行に必要ではないと証明した場合を除き、適切なものと判断して処理しております。

- ③その他当社監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - イ. 監査等委員会が十分な監査を実施しうる環境 を整えるために、業務執行に係る重要書類を 選定監査等委員が常に閲覧できる体制を整え ております。
  - □. 監査等委員は取締役会に出席するほか、監査 等委員である社外取締役1名がコンプライア ンス委員会、リスク管理委員会に出席し、また、その他の重要な会議等の審議状況・結果 等については、業務執行取締役等出席者から 必要な情報を受けております。
  - ハ. 監査等委員会及び監査等委員は、代表取締役、関係業務執行取締役又は会計監査人と定期的な情報交換を行い、取締役の職務執行の監査及び内部統制の状況について確認をしております。

## ⑭反社会的勢力との関係を遮断するための体制

当社及びグループ各社は、「八洲グループ行動規範」に基づき、反社会的勢力とは一切の関係を持たない体制をとっておりますが、反社会的勢力との接触が生じた場合は、直ちに所轄の警察署の指導、顧問弁護士への相談、コンサルティング会社の助言等を受け、毅然たる態度で要求を拒否することとしております。なお、今年度においては、該当事案は発生しておりません。

#### (3) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元と内部留保の充実を総合的に勘案し、収益性、成長性、安全性、企業体質の強化を考慮しつつ、安定的な配当の継続維持を目指してまいります。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、2024年5月15日開催の取締役会の決議により、1株当たり28円と決定させていただきました。

# ■連結計算書類

# 連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位	:	百万円	)
-----	---	-----	---

科目	当連結会計年度	(ご参考) 前連結会計年度	科目	当連結会計年度	(ご参考) 前連結会計年度
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	48,229	45,872	流動負債	32,334	32,881
現金及び預金	13,062	12,067	支払手形及び買掛金	22,988	23,592
受取手形、売掛金及び契約資産	21,620	23,968	短期借入金	790	1,040
電子記録債権	6,689	3,787	未払金	3,691	2,941
商品	2,952	2,004	未払法人税等	811	585
原材料	93	85	契約負債	2,029	3,194
未成工事支出金	248	194	賞与引当金	998	1,005
仕掛品	450	463	その他	1,024	522
未収入金	2,337	2,242	固定負債	596	1,464
その他	777	1,060	長期借入金	110	170
貸倒引当金	△3	△2	繰延税金負債	288	_
固定資産	12,200	12,865	退職給付に係る負債	97	1,215
有形固定資産	8,098	8,306	資産除去債務	37	15
建物	4,124	4,285	その他	63	63
機械装置及び運搬具	190	244	負債合計	32,931	34,346
工具、器具及び備品	169	157			
土地	3,613	3,619	(純資産の部)		
無形固定資産	184	216	株主資本	26,441	24,258
ソフトウエア	176	191	資本金	1,585	1,585
のれん	_	21	資本剰余金	1,071	1,053
その他	7	4	利益剰余金	24,308	22,180
投資その他の資産	3,917	4,341	自己株式	△523	△562
投資有価証券	3,345	3,769	その他の包括利益累計額	838	△55
繰延税金資産	248	282	その他有価証券評価差額金	838	397
その他	328	292	退職給付に係る調整累計額	_	△452
貸倒引当金	△4	△2	非 支 配 株 主 持 分	218	189
			純資産合計	27,498	24,392
資産合計	60,430	58,738	負債純資産合計	60,430	58,738

# 連結損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

科 目	当連結会	会計年度	(ご参加) (ご参加	参考) 会計年度
<b>売上高</b> 商品売上高 工事売上高 <b>売上原価</b>	47,996 16,866	64,862	47,750 12,519	60,270
商品売上原価 工事売上原価	37,099 14,959	52,058	38,204 10,817	49,022
<b>売上総利益</b> 商品売上総利益 工事売上総利益	10,896 1,906	12,803	9,546 1,701	11,248
販売費及び一般管理費 営業利益 営業外収益		8,908 3,894		8,453 2,794
受取利息 受取配当金 仕入割引 助成金収入	25 30 2 -		11 34 3 34	
業務受託料 その他 <b>営業外費用</b>	11 57	128	12 43	139
	3 0	3	4 1	5
経常利益 特別利益 固定資産売却益 投資有価証券売却益	0 84	4,019	2 82	2,929
保険解約返戻金 特別損失 固定資産売却損 固定資産除却損	2 4	131	0 48 20	85
投資有価証券評価損 投資有価証券償還損 退職給付制度移行損 事務所移転費用	24 220 39		115 - - -	
その他 <b>税金等調整前当期純利益</b> 法人税、住民税及び事業税	1.239	292 3,858	942	185 2,828
法人税等調整額 <b>当期純利益</b>	△53	1,186 <b>2,672</b>	△0	941 <b>1,887</b>
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に帰属する当期純損失 (△) 親会社株主に帰属する当期純利益		14 <b>2,657</b>		△29 <b>1,916</b>

# **連結株主資本等変動計算書** (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,585	1,053	22,180	△562	24,258
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△529		△529
親会社株主に帰属する当期純利益			2,657		2,657
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		17		38	56
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	_	17	2,127	38	2,183
当 期 末 残 高	1,585	1,071	24,308	△523	26,441

(単位:百万円)

	7	の他の包括利益累計		ルナンタナ・ヘニ	
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	非支配株主持分	純資産合計
当期首残高	397	△452	△55	189	24,392
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△529
親会社株主に帰属する当期純利益					2,657
自己株式の取得					△0
自己株式の処分					56
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	441	452	893	28	922
当期変動額合計	441	452	893	28	3,106
当 期 末 残 高	838	_	838	218	27,498

# 連結注記表

### (連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

- 1. 連結の範囲に関する事項
- (1) 連結子会社の数及び連結子会社の名称

連結子会社の数 8社

連結子会社の名称

八洲ファシリティサービス(株)、八洲産機システム(株)、八洲制御システム(株)、

八洲 E I テクノロジー(株)、(株)中国パワーシステム、(株)西日本パワーシステム、

八洲プラント建設(株)、八洲ビジネスサポート(株)

(2) 非連結子会社の名称等 該当事項はありません。

- (3) 議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等を子会社としなかった会社等の名称等該当事項はありません。
- (4) 支配が一時的であることと認められること等により、連結の範囲から除かれた子会社の財産又は損益に関する事項

該当事項はありません。

- (5) 開示対象特別連結子会社に関する事項 該当事項はありません。
- 2. 持分法の適用に関する事項
- (1) 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の数及び主要な会社等の名称 該当事項はありません。
- (2) 持分法を適用しない非連結子会社又は関連会社の名称等該当事項はありません。
- (3) 議決権の100分の20以上、100分の50以下を自己の計算において所有している会社等のうち関連会社としなかった会社等の名称等 該当事項はありません。
- (4) 持分法の適用の手続について特に記載すべき事項 該当事項はありません。

- 3. 会計方針に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- ①有価証券の評価基準及び評価方法
  - イ. 満期保有目的の債券

償却原価法 (定額法)

口. その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

イ. 商品

総平均法

□. 原材料

最終什入原価法

ハ. 未成工事支出金

個別法

二. 什掛品

個別法

- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ①有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

②無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウエア(自社利用)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額 法によっております。

③長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は5年です。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- (4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項
- ①退職給付に係る会計処理の方法
  - ・退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法につい ては、給付算定式基準によっております。
  - ・数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した連結会計年度の翌連結会計年度に一括償却処理をしております。

②のれんの償却方法及び償却期間

6年間で均等償却しております。

③収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

商品及び製品の販売については、顧客に商品及び製品それぞれを引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内販売の一部については、出荷時から当該商品及び製品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。これらは、当該時点が商品及び製品の法的所有権、物理的占有、所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。なお、商品の販売のうち、当社及び連結子会社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

## ④グループ通算制度の適用

当社及び一部連結子会社はグループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

#### (表示方法の変更に関する注記)

(連結損益計算書関係)

近年のエンジニアリング案件の増加に伴い、部門別原価計算による製品原価把握の重要性が増しており、より正確な製品別原価の把握を行うため、当連結会計年度より、従来「販売費及び一般管理費」に含めていた人件費・経費の一部を「売上原価」として計上しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結損益計算書の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において「販売費及び一般管理費」に表示していた1,059百万円を「売上原価」に組替えております。

## (会計上の見積りに関する注記)

- 1. 貸倒引当金
- (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

貸倒引当金(流動)3百万円貸倒引当金(固定)2百万円貸倒引当金繰入額2百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

貸倒引当金は、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、売上債権の区分においては、販売先の財務指標等の定量的な要因に加えて、地域性や業界動向等の定性的な要因に関連する情報も考慮しております。

また、貸倒懸念債権等特定の債権に関する回収可能性の評価については、販売先の財政状態や経営成績、債務の弁済状況等を考慮して行うものであり、経営者による判断を伴います。

貸倒引当金の計上に関しては、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しておりますが、景気の動向等によっては、貸倒引当金の積み増しを要する事態が生じ、当社グループの財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

# (会計上の見積りの変更に関する注記)

従来、確定給付企業年金制度の数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) で費用処理していましたが、現役従業員部分の確定拠出企業年金制度移行に伴い、退職者に係る閉鎖型確定給付企業年金から生じる数理計算上の差異については、発生した連結会計年度の翌連結会計年度に一括償却処理する方法に変更しております。

# (連結貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保資産

建物2,314百万円土地29百万円合計2,343百万円

(2) 担保付債務

支払手形及び買掛金1,250百万円2. 資産から直接控除した減価償却累計額2,525百万円

3. 包括代理受注契約に基づく取引残高

 未収入金
 2,138百万円

 未払金
 2,474百万円

包括代理受注契約とは、請負者の代理人として契約する取引であります。

## (連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	増加 減少	
普通株式	21,782,500株	-株	-株	21,782,500株

# 2. 配当に関する事項

# (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2023年5月15日 取締役会	普通株式	529	25.00	2023年3月31日	2023年6月7日

# (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	594	28.00	2024年3月31日	2024年6月5日

#### (金融商品に関する注記)

- 1. 金融商品の状況に関する事項
- (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、短期的な預金や格付の高い債券等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権、未収入金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、金額が僅少であります。有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金は設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

- (3) 金融商品に係るリスク管理体制
- ①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、与信管理規程に従い、調査部門が各得意先の信用状態に関する資料を集中管理し、取引上の参考に資するとともに必要事項を関係部署に伝達することにより、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。連結子会社についても、当社の与信管理規程に準じて、同様の管理を行っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

②市場リスク (為替や金利等の変動リスク) の管理

当社は、有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

- ③資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理 当社は、各部署からの報告に基づき財務部門が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。
- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。
- (5) 信用リスクの集中 該当事項はありません。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれていません((注2)を参照ください)。

(単位:百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券			
①満期保有目的の債券	100	100	_
②その他有価証券	3,245	3,245	_
資産計	3,345	3,345	_
(1)長期借入金	110	109	△0
負債計	110	109	△0

(注)「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「未収入金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

## (注1) 有価証券に関する事項

#### (1)有価証券及び投資有価証券

保有目的ごとの有価証券に関する注記事項は以下のとおりであります。

① 満期保有目的の債券における種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が連結貸借対照表計上額を 超えないもの			
社債	100	100	-
合計	100	100	_

② その他有価証券の当連結会計年度の売却額は133百万円、償還額は1,000百万円であり、売却益の合計額は84百万円、償還損の合計額は24百万円であります。また、その他有価証券において、種類ごとの取得原価又は償却原価、連結貸借対照表計上額及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位:百万円)

種類	連結貸借対照表 計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えるもの			
株式	1,760	504	1,256
小計	1,760	504	1,256
連結貸借対照表計上額が取得原価を 超えないもの			
株式	14	15	△1
債券	1,470	1,492	△22
小計	1,484	1,508	△23
合計	3,245	2,013	1,232

## (注2) 市場価格のない株式等

(単位:百万円)

区分	連結貸借対照表計上額		
非上場株式	0		

これらについては、「②その他有価証券」には含めておりません。

# (注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年内	5年超 10年以内
現金及び預金	13,062	_	_
受取手形	595	_	-
売掛金	19,439	_	_
電子記録債権	6,689	_	_
未収入金	2,337	_	_
有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券(社債)	_	_	100
合計	42,123	_	100

# (注4) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位:百万円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2年超 3年以内
短期借入金	790	_	_
長期借入金	60	50	_

(注) その他の有利子負債の長期預り保証金については、取引先と当社との間で債権等の弁済を担保するため返済期限が定まっておりません。

## 3. 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:同一の資産又は負債の活発な市場における (無調整の) 相場価格により算定した時価 レベル2の時価:レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時 価

レベル3の時価:重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ 属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位:百万円)

				(— 12 - 1771 )/		
区分	時価					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
(1)有価証券及び投資有価証券						
その他有価証券						
株式	1,775	_	_	1,775		
社債	_	1,470	_	1,470		
資産計	1,775	1,470	_	3,245		

## (2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

区分	時価					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計		
(1)有価証券及び投資有価証券						
満期保有目的の債券	_	100	_	100		
資産計	_	100	_	100		
(1)長期借入金	_	109	_	109		
負債計	_	109	_	109		

## (注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

#### 有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

## 長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現 在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

# (賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の金額的重要性が低いため、記載を省略しております。

# (収益認識に関する注記)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位:百万円)

		Δ=1				
	プラント 事業	産業・設備 事業	交通事業計		合計	
商品売上高	12,416	24,871	10,707	47,996	47,996	
工事売上高	6,942	8,164	1,759	16,866	16,866	
顧客との契約から生じる収益	19,359	33,036	12,466	64,862	64,862	
外部顧客への売上高	19,359	33,036	12,466	64,862	64,862	

## 2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「3. 会計方針に関する事項(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項③収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

#### 3. 当期及び翌期以降の収益の金額を理解するための情報

## (1)契約資産及び契約負債の残高等

(単位:百万円)

	当連結会計年度			
	期首残高	期末残高		
顧客との契約から生じた債権	26,258	26,724		
契約資産	1,498	1,586		
契約負債	3,194	2,029		

契約資産は、工事契約について、期末日時点で完了しているが未請求の履行義務に係る対価に対する当社及び連結子会社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社及び連結子会社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振替えられます。当該履行義務に対する対価は、主として1年以内に受領しております。

契約負債は、顧客から受け取った分の前受金に関するものであります。契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、3,003百万円であります。

過去の期間に部分的に充足した履行義務に関して、当連結会計年度に認識された収益の額に重要性はありません。

# (2)残存履行義務に配分した取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額及び収益の認識が見込まれる期間は、以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	当連結会計年度
1年以内	35,108
1年超	24,203
合計	59,311

# (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額
 2. 1株当たり当期純利益
 1,284円59銭
 1,284円59銭

## (追加情報)

(退職給付制度の改定)

当社及び一部の連結子会社は、2024年4月1日より確定給付年金制度から確定拠出年金制度に移行いたしました。

この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 2016年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 2007年2月7日)を適用し、確定拠出企業年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行っております。これに伴い、当連結会計年度において、「退職給付制度移行損」220百万円を特別損失として計上しております。

# ■計算書類

# **貸借対照表** (2024年3月31日現在)

貸借対照表 (2024	4年3月31日現在	)			(単位:百万円)
科目	当事業年度	(ご参考) 前事業年度	科目	当事業年度	(ご参考) 前事業年度
(資産の部)			(負債の部)		
流動資産	36,038	33,220	流動負債	24,669	24,072
現金及び預金	11,461	9,922	買掛金	18,040	16,872
受取手形、売掛金及び契約資	至 16,185	18,040	短期借入金	680	680
電子記録債権	2,958	1,197	未払金	2,492	2,209
商品	2,071	1,006	未払費用	99	106
未成工事支出金	154	76	未払法人税等	415	407
前渡金	657	939	契約負債	1,850	3,056
未収入金	720	959	預り金	374	45
関係会社短期貸付金	1,722	997	前受収益	6	5
前払費用	95	81	賞与引当金	566	590
その他	14	1	資産除去債務	4	_
貸倒引当金	△2	△2	その他	138	99
固定資産	10,694	11,139	固定負債	318	375
有形固定資産	4,394	4,475	退職給付引当金	_	218
建物	2,735	2,822	繰延税金負債	280	140
工具、器具及び備品	99	88	資産除去債務	31	10
土地	1,548	1,548	その他	6	6
その他	11	16	負債合計	24,987	24,448
無形固定資産	112	111	(純資産の部)		
ソフトウエア	109	108	株主資本	21,012	19,536
その他	2	2	資本金	1,585	1,585
投資その他の資産	6,187	6,552	資本剰余金	1,057	1,039
投資有価証券	2,867	3,420	資本準備金	1,037	1,037
関係会社株式	1,733	1,733	その他資本剰余金	20	2
関係会社長期貸付金	1,178	1,292	利益剰余金	18,892	17,472
前払年金費用	165	_	利益準備金	203	203
その他	242	105	その他利益剰余金	18,689	17,269
			固定資産圧縮積立金	834	850
			別途積立金	4,834	4,834
			繰越利益剰余金	13,020	11,584
			自己株式	△523	△562
			評価・換算差額等	733	375
			その他有価証券評価差額金	733	375
			純資産合計	21,746	19,911
資産合計	46,733	44,360	負債純資産合計	46,733	44,360

# 損益計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

科目	当事	<b>業年度</b>	(ご 前事第	
<b>売上高</b> 商品売上高	32,083		32.924	
工事売上高	11,524	43,607	8,699	41,623
売上原価		·	·	
商品売上原価	25,363		26,636	
工事売上原価	10,480	35,843	8,189	34,825
<b>売上総利益</b>	6.710		6 207	
商品売上総利益	6,719	7.764	6,287	6 707
工事売上総利益 <b>販売費及び一般管理費</b>	1,044	7,764 5,511	509	6,797 5,157
がた		2,252		1,639
営業外収益		2,232		1,033
受取利息	35		19	
受取配当金	422		466	
仕入割引	1		2	
業務受託料	11		11	
その他	34	505	19	520
営業外費用				
支払利息	1		1	
為替差損	_		0	4
その他 <b>経常利益</b>	0	2,756	0	2,158
特別利益		2,/50		2,150
投資有価証券売却益	84	84	82	82
特別損失	04	04	OZ.	02
固定資産除却損	0		1	
投資有価証券償還損	24			
退職給付制度移行損	162		-	
事務所移転費用	26	214	_	1
税引前当期純利益		2,626		2,239
法人税、住民税及び事業税	695		575	
法人税等調整額	△18	677	△0	575
当期純利益		1,949		1,663

# 株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位:百万円)

		株主資本							
			資本剰余金				利益剰余金		
	資本金	<b>*</b> ター:## ∧	その他	₩ <u></u>	利益	そ(	の他利益剰急	金	200204
		貸本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計	準備金	固定資産 圧縮積立金	別途 積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
当期首残高	1,585	1,037	2	1,039	203	850	4,834	11,584	17,472
当 期 変 動 額									
剰 余 金 の 配 当								△529	△529
当 期 純 利 益								1,949	1,949
自己株式の取得									
自己株式の処分			17	17					
固定資産圧縮積立金の取崩						△15		15	_
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	_	_	17	17	_	△15	_	1,435	1,419
当 期 末 残 高	1,585	1,037	20	1,057	203	834	4,834	13,020	18,892

(単位:百万円)

	株主	資本	評価・換	評価・換算差額等	
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当 期 首 残 高	△562	19,536	375	375	19,911
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当		△529			△529
当 期 純 利 益		1,949			1,949
自己株式の取得	△0	△0			△0
自己株式の処分	38	56			56
固定資産圧縮積立金の取崩		_			_
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			358	358	358
当期変動額合計	38	1,475	358	358	1,834
当 期 末 残 高	△523	21,012	733	733	21,746

# 個別注記表

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

- 1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
  - ①子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
  - ②その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有する棚卸資産

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

①商品

総平均法

②未成工事支出金

個別法

- 2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、取得価額10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間均等償却によっております。

(2)無形固定資産

定額法によっております。

なお、ソフトウエア(自社利用)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額 法によっております。

(3) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、主な償却期間は5年です。

## 3. 引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権 については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上 しております。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 数理計算上の差異については、発生した事業年度の翌事業年度に一括償却処理をしております。

## 4. 収益及び費用の計上基準

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

商品の販売については、顧客に商品を引き渡した時点又は顧客が検収した時点で収益を認識しております。ただし、当該国内販売の一部については、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転されるまでの期間が通常の期間である場合には、出荷時点で収益を認識しております。これらは、当該時点が商品の法的所有権、物理的占有、所有に伴う重大なリスク及び経済価値が顧客に移転し、顧客から取引対価の支払いを受ける権利を得ていると判断できるためであります。なお、商品の販売のうち、当社が代理人に該当すると判断したものについては、他の当事者が提供する商品と交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。進捗度の測定は、各報告期間の期末日までに発生した工事原価が、予想される工事原価の総額に占める割合に基づいて行っております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事契約については代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。取引の対価は、履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大な金融要素は含んでおりません。

- 5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項
- (1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

(2) グループ通算制度の適用

当社はグループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

#### (表示方法の変更に関する注記)

(損益計算書関係)

近年のエンジニアリング案件の増加に伴い、部門別原価計算による製品原価把握の重要性が増しており、より正確な製品別原価の把握を行うため、当事業年度より、従来「販売費及び一般管理費」に含めていた人件費・経費の一部を「売上原価」として計上しております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の損益計算書の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において「販売費及び一般管理費」に表示していた1,059百万円を 「売上原価」に組替えております

## (会計上の見積りに関する注記)

- 1. 貸倒引当金
- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 2百万円 貸倒引当金繰入額 0百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報 「連結注記表(会計上の見積りに関する注記) 1. 貸倒引当金」に記載した内容と同一であります。

# (会計上の見積りの変更に関する注記)

従来、確定給付企業年金制度の数理計算上の差異は、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数 (10年) で費用処理していましたが、現役従業員部分の確定拠出企業年金制度移行に伴い、退職者に係る閉鎖型確定給付企業年金から生じる数理計算上の差異については、発生した事業年度の翌事業年度に一括償却処理する方法に変更しております。

## (貸借対照表に関する注記)

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保資産

建物2,314百万円土地29百万円合計2.343百万円

(2) 担保付債務

買掛金 1,250百万円

2. 資産から直接控除した減価償却累計額 1,408百万円

3. 偶発債務

関係会社の支払債務に対して債務保証を行っております。

八洲産機システム(株) 3.029百万円

4. 関係会社に対する金銭債権又は債務

短期金銭債権 108百万円 短期金銭債務 1,228百万円

5. 包括代理受注契約に基づく取引残高

 未収入金
 660百万円

 未払金
 997百万円

包括代理受注契約とは、請負者の代理人として契約する取引であります。

# (損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

 営業取引(収入分)
 321 百万円

 営業取引(支出分)
 5,889 百万円

 営業取引以外の取引(収入分)
 411 百万円

 営業取引以外の取引(支出分)
 - 百万円

# (株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	586,177株	160株	40,336株	546,001株

(変動事由の概要)

単元未満株式の買取による増加

160株 40.336株

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少

40,336休

# (税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	31 百万円
賞与引当金	173 百万円
退職給付引当金	20 百万円
未払費用	27 百万円
その他	180 百万円
繰延税金資産小計	434 百万円
評価性引当額	△33 百万円
繰延税金資産合計	400 百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△372 百万円
その他有価証券評価差額金	△308 百万円
繰延税金負債合計	△680 百万円
繰延税金資産純額	△280 百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法正美 <b>郊</b> 祝举	30.62%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.29%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△4.69%
税額控除	△2.96%
住民税均等割	0.50%
評価性引当額の増減	0.36%
その他	△0.34%

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

税効果会計適用後の法人税等の負担率

当社はグループ通算制度を適用しており、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

25.78%

# (関連当事者との取引に関する注記)

属性	名称	議決権		当社と 関連当事者	取引の内容	取引金額	科目	期末残高			
/西江	<b>1</b> ⊒17)(	所有 割合	被所有割合	との関係	TK JIV/PI TH	权力业银	140	初个人人			
					仕入債務に対 する債務保証	3,029百万円	_	-			
連結子会社	八洲産機システム㈱	100.0%	-%	産機製品等の仕入 産機製品の 仕入等		4.054百万円	買掛金	11百万円			
连和了公江		100.070	70	役員の兼任	(注) 3			4,0546771	未払金	505百万円	
					資金の貸付 (注) 1	836百万円 (注) 2	関係会社 短期貸付金	556百万円			
連結子会社	八洲制御システム㈱	100.0%	-%	電気機器等の仕入	資金の貸付	資金の貸付	資金の貸付	資金の貸付	1,230百万円	関係会社 短期貸付金	300百万円
) 建和丁云仙	八/バリロロリロロレンステム(物)	100.0%	— %	役員の兼任	(注) 1	(注) 2	関係会社 長期貸付金	884百万円			

# 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 資金(貸付金及び借入金)について市場金利を勘案し利率を合理的に決定しております。
  - 2. 資金の貸付及び借入にかかる取引金額については、期中平均残高を記載しております。
  - 3. 産機製品の仕入等の取引条件は、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。

## (収益認識に関する注記)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表(収益認識に関する注記)」 に記載した内容と同一であります。

## (1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 1,024円00銭

2. 1株当たり当期純利益 91円86銭

## (追加情報)

(退職給付制度の移行)

当社は、2024年4月1日より確定給付年金制度から確定拠出年金制度に移行いたしました。

この移行に伴う会計処理については、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針 第1号 2016年12月16日)及び「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 2007年2月7日)を適用し、確定拠出企業年金制度への移行部分について退職給付制度の一部終了の処理を行っております。これに伴い、当事業年度において「退職給付制度移行損」162百万円を特別損失として計上しております。

## (その他の注記)

該当事項はありません。

(注) 記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

# 独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

八洲電機株式会社 取締役会 御中

> 有限責任 あずさ監査法人 東京事務所 指定有限責任社員 業務執行社員 指定有限責任社員 指定有限責任社員 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大 関 信 敬

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、八洲電機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、八洲電機株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監 査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、 監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切 な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。 連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- · 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な 監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。 監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

#### 会計監査人の監査報告書

# 独立監査人の監査報告書

2024年5月14日

八洲電機株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、八洲電機株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第80期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の 基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査 法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのそ の他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手 したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その 事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- · 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人 は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統 制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積り の合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査 証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が 認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告 書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記 事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人 の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継 続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠 しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書 類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部 統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について 報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告書

# 監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第80期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、 取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等 を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子 会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結 株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
  - 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
  - 工 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
  - 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月15日

八洲電機株式会社 監査等委員会

 監査等委員
 宮
 直
 仁
 印

 監査等委員
 黒
 協
 猛
 印

監査等委員 山内 豊 印

(注) 監査等委員宮直仁、黒﨑猛、山内豊は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

# 林主総会参考書類

# 議案及び参考事項

# 第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 5名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下本議案において同じ。)5名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選仟をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員会において検討がなされましたが、特段指摘 すべき点はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

おおた あきお

# **1.**太田明夫<sub>(1948年6月20日生)</sub>

■所有する当社株式の数 175.859株 再 任

■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1971 年 3 月 当社入社

2001年4月 当社執行役員 産機営業本部長

2004年4月 当社常務執行役員

2005 年 6 月 当社取締役

2006 年 4 月 当社専務取締役

2013 年 4 月 当社代表取締役社長

2017年4月 当社代表取締役会長 兼 社長

2023 年 4 月 当社代表取締役会長 兼 CEO (現任)

## 選任理由

当社入社以来、一貫して営業部門に携わり、技術部門の統括責任者等の経験を経て、2013年より当社代表取締役社長に就任、2023年3月まで会長職を兼務し経営全般をリードしてまいりました。2023年4月からは会長兼CEOとして引き続き当社グループ全体の企業価値向上に取組んでおり、その豊富な経営実績や幅広い人脈から、当社取締役会の適切な意思決定及び監督機能の実効性強化が期待できると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

## ■所有する当社株式の数 20,189株

再任

· 清 宮 茂 樹 (1971年4月24日生)

■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1993年4月 当社入社

2018年9月 八洲環境エンジニアリング(株) 取締役を兼任

2019年4月 当社交通システム本部長

2020年4月 当社執行役員 交通システム本部長

2022年4月 当社上席執行役員 事業統括本部長

2023年4月 当社社長 兼 COO

2023年6月 当社代表取締役社長 兼 COO (現任)

#### 選仟理由

当社入社以来、交通システム事業を中心とした営業部門に携わり、営業分野での豊富な経験や幅広い人脈を有しております。2022年4月より事業統括本部長として当社グループ全体の事業戦略の統括に携わった後、2023年4月より社長兼COO、同年6月より当社代表取締役に就任し、太田氏とともに当社グループの企業価値向上に取組んでおり、そのリーダーとしての高い資質をもって当社取締役会の適切な意思決定及び監督機能の実効性強化が期待できると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

お だ とみぞう

# 3. 織田 富造 (1964年5月31日生)

■所有する当社株式の数 43,281株 再 任

■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月 国際電気㈱入社

2015年4月 当社入社

2015年6月 ヤシマコントロールシステムズ(株) 取締役を兼任

2015年6月 ㈱ヤシマ・エコ・システム 監査役を兼任

2017年4月 当社経営企画本部長

2017 年 4 月 (株)テクノエイト 監査役を兼任

2017年6月 当社執行役員 経営企画本部長

2018年4月 当社上席執行役員 経営統括本部長

2018年4月 ㈱三陽プラント建設 取締役を兼任

2018 年 6 月 (株) 中国パワーシステム 取締役を兼任

2018年11月 ㈱西日本パワーシステム 監査役を兼任

2020年2月 当社上席執行役員 経営統括本部長 兼 財務本部長 兼 業務管理部長

2020年6月 当社取締役 兼 上席執行役員 経営統括本部長 兼 財務本部長

2021年4月 当社取締役兼上席執行役員 経営統括本部長

2022 年 4 月 八洲 E | テクノロジー(株) 取締役を兼任 (現任)

2023年4月 当社取締役兼常務執行役員経営統括本部長(現任)

# 選任理由

当社入社以来、経理部門・経営企画部門に携わり財務及び会計に関する豊富な業務経験と知見を有する他、当社グループ各社の取締役を歴任しております。また、経営統括本部長として中期経営計画の企画・策定にも携わっており、当社グループの経営戦略全般に精通していることから、当社取締役会の適切な意思決定及び監督機能の実効性強化が期待できると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

# ■所有する当社株式の数 10.021株



# **一 岡 谷 洋 介** (1968年12月26日生)

■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1991 年 4 月 (株)日立製作所入社 2017 年 7 月 同社法務本部長

2018年7月 PwCコンサルティング合同会社入社

リスクコンサルティング事業部マネージングディレクター

2019年1月 当社入社

2019年4月 当社法務·CSR本部長

2020年 4 月 当社執行役員 法務·CSR本部長

2020年10月 ヤシマコントロールシステムズ(株) 取締役を兼任

2021年4月 当社上席執行役員 管理統括本部長

2023年6月 八洲ビジネスサポート(株) 取締役を兼任 (現任)

2023年6月 当社取締役 兼 上席執行役員 管理統括本部長

2024年4月 当社取締役兼 上席執行役員 経営統括副本部長(現任)

#### 選仟理由

(株日立製作所において法務分野に携わった後、当社入社後は法務・CSR本部長や管理統括本部長を歴任し、総務・人事・法務等、業務部門における幅広い分野に精通しております。その豊富な経験と高い見識で当社取締役会の適切な意思決定及び監督機能の実効性強化が期待できると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

# 5. 白石 誠仁 (1952年2月8日生)

- ■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況
  - 1975年4月 ㈱日立製作所入社
  - 2003年4月 ㈱ルネサステクノロジ入社
  - 2008年5月 ㈱円立国際電気入社
  - 2009年4月 同社広報·法務本部長 兼 CSR推進本部長 兼 秘書室長
  - 2012年7月 当社入社
  - 2012年10月 当社理事 CSR本部長
  - 2013年6月 当社取締役 CSR企画本部長
  - 2015年4月 当社常務取締役 社長室長 兼 法務・コンプライアンス本部長
  - 2017年4月 当社専務取締役 社長室長
  - 2018年1月 八洲環境エンジニアリング(株) 代表取締役を兼任
  - 2018年4月 当社取締役兼 専務執行役員 社長室長
  - 2019年4月 当社取締役兼副社長執行役員 社長室長
  - 2021年4月 当社取締役兼副社長執行役員
  - 2021年4月 八洲環境エンジニアリング㈱ 取締役を兼任
  - 2022年4月 八洲制御システム㈱ 取締役 相談役を兼任
  - 2023年4月 当社取締役兼相談役(執行役員)
  - 2023年12月 八洲EIテクノロジー(株) 代表取締役社長を兼任(現任)
  - 2024年4月 当社取締役兼 相談役(現任)

#### 選任理由

(株日立製作所及び日立グループ各社において法務・広報等の分野に携わり、業務部門における幅広い分野に精通しております。当社入社後はCSR本部長や社長室長を歴任、2019年4月から2023年3月まで副社長執行役員として経営全般において社長を補佐しており、その豊富な経験と実績から当社取締役会の適切な意思決定及び監督機能の実効性強化が期待できると判断し、引き続き選任をお願いするものであります。

- (注) 1.各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
  - 2. 各候補者の所有する株式数には、八洲電機役員持株会を通じての所有分が含まれております。
  - 3.当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が対象会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険により補填されることとしております。

ただし、贈収賄などの犯罪行為やその他法令違反行為や故意行為に起因する役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料については全額当社が負担しております。各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなり、任期途中に同内容での更新を予定しております。

# 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役3名全員は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。候補者のうち岩瀬淳一氏につきましては、2023年6月27日開催の第79期定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役として選任されておりますので、本議案において補欠としての選任を取消したうえで、あらためて監査等委員である取締役としての選任をお願いするものであります。

み や なおひと

■所有する当社株式の数 25.129株 再任

**喜** 直仁(1950年1月29日生)

■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1974年4月 中央共同監査法人入社

1975年9月 公認会計士登録

1993年10月 朝日監査法人 代表社員就任

2008年6月 宮直仁公認会計士事務所開設 (現任)

2009年6月 当社社外監査役

2010年6月 ㈱ツクイ 社外取締役

2010年10月 双葉監査法人 代表社員

2012年6月 ㈱テセック 社外監査役

2016年6月 ㈱ツクイホールディングス 社外取締役 (監査等委員)

2016年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)

2020年10月 Strawberry jams㈱ 社外監査役 (現任)

2022年4月 学校法人貞靜学園 理事 (現任)

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

同氏は、過去に社外役員という立場以外で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士や社外監査役として豊富な経験と財務・会計及び法務・コンプライアンスに関する相当程度の知見を有しており、監査等委員である社外取締役として客観的な立場から当社経営を監査・監督いただくとともに、議案審議等について当社に対する有益な意見・提言をいただいていることから、引き続きこれらの役割を期待し、選任をお願いするものであります。

∌ □ 再任

2. 山内 豊

(1953年1月18日生)

■略歴、当社における地位・担当及び重要な兼職の状況

1978年9月 公認会計士登録 公認会計士事務所開業 (現任)

1988年3月 ㈱前川製作所 社外監査役 (現任)

2004年12月 つくば市代表監査委員

2023年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任)

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

同氏は、過去に社外役員という立場以外で会社の経営に関与したことはありませんが、公認会計士として会計及び財務知識に精通し高い見識と幅広い経験を有しており、監査等委員である社外取締役として客観的な立場から当社経営を監査・監督いただくとともに、議案審議等について当社に対する有益な意見・提言をいただいていることから、引き続きこれらの役割を期待し、選任をお願いするものであります。

いわせ じゅんいち

■所有する当社株式の数

新任

# 3. 岩瀬 淳一 (1958年6月8日生)

\_ #

- 株

■略歴及び重要な兼職の状況

1982年4月 興亜石油㈱入社

2014年6月 JX日鉱日石エネルギー㈱ 執行役員 技術部長

2017年4月 JXTGエネルギー㈱ 取締役 常務執行役員 製造本部長

2019年4月 同社取締役 副社長執行役員

2020年6月 ENEOSホールディングス㈱ 取締役 副社長執行役員を兼任

社外取締役候補者の選任理由及び期待される役割

興亜石油㈱に入社以来、長年にわたりエネルギー事業分野において製造技術・製油所運営等の技術面を担当し、同事業分野における豊富な経験と実績を有しております。また、ENEOSホールディングス㈱等の取締役としてエネルギー事業の経営や製造現場での人財育成・環境経営等を推進してきた実績をもって、監査等委員である社外取締役として客観的な立場から、主に技術的な視点で当社経営を監査・監督いただくとともに、当社に対する有益な意見・提言をいただくことを期待し、新たに選任をお願いするものであります。

- (注) 1.各候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
  - 2.各候補者の所有する株式数には、八洲電機役員持株会を通じての所有分が含まれております。
  - 3.宮 直仁氏、山内 豊氏及び岩瀬 淳一氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
  - 4.宮 直仁氏、山内 豊氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。また、岩瀬 淳一氏の選任が承認された場合、新たに独立役員となる予定であります。
  - 5.宮 直仁氏及び山内 豊氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき責任限定契約を締結しており、両氏が再任された場合は、当該責任限定契約を継続する予定であります。また、岩瀬 淳一氏の選任が承認された場合、同氏とも同契約を締結する予定であります。 その責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。
    - ての真住限正契約の内谷の概要は次のとおりであります。
      - ・監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社 法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
      - ・上記の責任限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役がその責任の原因となった 職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
  - 6.当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が対象会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険により補填されることとしております。
    - ただし、贈収賄などの犯罪行為やその他法令違反行為や故意行為に起因する役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料については全額当社が負担しております。各候補者が取締役に就任した場合、各氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなり、任期途中に同内容での更新を予定しております。
  - 7.宮 直仁氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、現任期終了時(本株主総会 終結の時)をもって8年となります。
  - 8.山内 豊氏が監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は、現任期終了時(本株主総会終結の時)をもって1年となります。

# 【ご参考】取締役のスキルについて(本総会において各候補者が選任された場合)

氏 名	当社における地位	企業経営	財務・会計	法務 ガバナンス コンプライアンス	問題解決· 提案型営業	エンジニアリング による ソリューション提供	人事・労務 人財開発	IR
太田 明夫	代表取締役会長兼CEO	•	•	•	•	•	•	•
清宮 茂樹	代表取締役社長兼COO	•	•	•	•	•	•	•
織田 富造	取締役兼常務執行役員		•	•				•
岡谷 洋介	取締役兼上席執行役員			•			•	
白石 誠仁	取締役兼相談役	•	•	•			•	•
宮 直仁	社外取締役 (監査等委員)		•	•				
山内豊	社外取締役(監査等委員)		•	•				
岩瀬 淳一	社外取締役 (監査等委員)	•		•		•		_

# 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

第2号議案が原案どおり承認可決されますと、2023年6月27日開催の第79期 定時株主総会において補欠の監査等委員である取締役として選任された岩瀬淳一氏は、 新たに監査等委員である取締役に就任いたします。

そこで、第2号議案をご承認いただくことを前提として、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備え、会社法第329条第3項の規定に基づき、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案における選任の効力につきましては、監査等委員である取締役就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

しらい すみお

# 白井 純夫 (1960年11月1日生)

■所有する当社株式の数 100 株 新任

■略歴及び重要な兼職の状況

1983年4月 東京国税局入局

2011年7月 国税庁東京派遣監察官

2012年 7 月 東京国税局調査第一部特別国税調査官

2015年7月 川崎南税務署署長

2016年7月 東京国税局課税第二部法人課税課長

2019年7月 仙台国税局調査査察部長

2021年7月 東京国税局調査第二部長

2022年8月 税理士登録(東京税理士会所属)

補欠の監査等委員である取締役候補者の選任理由及び期待される役割

同氏は、過去に会社の経営に関与したことはありませんが、長年にわたる国税庁での勤務 経験の他、税理士として専門知識及び財務・会計に関する豊富な知見を有していることから、監査等委員である社外取締役に就任された場合には、これらの専門的見地から当社経営 を監査・監督いただくとともに、当社に対する有益な意見・提言をいただくことを期待し、 補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1.補欠の監査等委員である取締役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
  - 2.白井 純夫氏は補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。
  - 3.白井 純夫氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏を独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
  - 4.白井 純夫氏が監査等委員である取締役に就任された場合は、会社法第427条第1項の規定に基づきその責任限定契約を当社との間で締結する予定であります。
    - ・監査等委員である取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法 第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
    - ・上記の責任限定が認められるのは、当該監査等委員である取締役がその責任の原因となった職務 の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
  - 5.当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が対象会社の役員としての業務につき行った行為(不作為を含む。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金及び訴訟費用等を当該保険により補填されることとしております。

ただし、贈収賄などの犯罪行為やその他法令違反行為や故意行為に起因する役員自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。保険料については全額当社が負担しております。候補者が取締役に就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含められることとなり、任期途中に同内容での更新を予定しております。

6.補欠の監査等委員である取締役候補者の選任の効力は、本議案決議後2年以内に終了する事業年度 のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとなります。

以上

## 【ご参考】株主通信

# 【ビジネススタイル ~八洲電機の強み~

# ✓ 当社のビジネスのイメージと、エンジニアリング力を活かしたビジネススタイルについて紹介します。

当社は、エンジニアリングで社会イ ンフラに携わるお客様の経営課題解 決に貢献します。経営課題を把握し 解決するために、営業とエンジニア が連携して、コア技術/エンジニア リングフロー/コーポレートインで、 お客様の環境・省エネ・高効率化等の 多様なニーズにお応えします。



## コア技術

「電機制御システム」「電源システム」「空 調システム1の3つのコア技術を八洲ブラン ドとして確立し、「安全」「安心」等を社会に提 供します。

さらに、コア技術を技術ソリューション力で 進化・融合し、最適なソリューションを提供 します。



最先端の技術で 生産性向上に貢献する

# 電気の安定供給・ 省エネに貢献する

クリーンで快適な 環境をお届けする

# エンジニアリングフロー

製品を販売するだけではなく、コア技術とともに、プレ エンジニアリング・設計・製作・施丁・試運転・保守サービ スを一貫して提供します。



# コーポレートイン

当社の専門技術者をお客様の事業所内に常駐させ、お客様 の立場となって最適なソリューションを提供します。これ により、お客様のニーズや課題に対して迅速な対応を実現 できます。



# トピックス

## // 「令和6年能登半島地震 | による被害に対する支援について

この度の「令和6年能登半島地震」によりお亡くなりになられた方々とご遺族の皆様に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

当社は、被災された皆様の救援や被災地の復興に役立てていただくため、石川県に義援金として500万円の支援を行いました。 被災地の一日も早い復旧・復興を心よりお祈り申し上げます。

## // [80/26中期経営計画]策定について

当社は、2024年4月よりスタートする3ヵ年の中期経営計画として、「80/26中期経営計画」を新たに策定し、「創立80周年」となる「2026年」を更なる飛躍の転換点とするため、様々な施策に取組んでおります。



#### [80/26中期経営計画] について

■ 基本方針 「未来志向でウェルビーイング経営を推進し、エンゲージメントを高め 創立80周年を更なる飛躍の転換点(ターニングポイント)にする」

2 目 標 2026年度 ●売上高 700億円 ●経常利益 50億円 ●経常利益率 7.1%

3 期 間 2024年度から2026年度まで(2025年3月期から2027年3月期まで)

詳細についてはHPをご覧ください https://www.yashimadenki.co.jp/ir/policy/midtermpolicy.html

# ✓ [IFA向け会社説明会]を開催しました

2024年3月1日(金)、青潮出版株式会社が主催する個人投資家に対する金融アドバイザーであるIFAに向けた説明会をオンラインにて実施しました。当日は事業内容や経営戦略、業績等の説明を行い、IFAの皆様からもたくさんの貴重なご意見・ご質問等をいただきました。

これからも、当社へのご理解をより深めていただけるよう、積極的にIR活動を行ってまいります。



# ✓ 「八洲電機グループ コーポレートレポート2024」を発行します

当社グループは、事業活動を通じた社会への貢献をはじめ環境やSDGsの取組み等、持続可能な社会の構築に向けた活動を推進しております。「八洲電機グループ コーポレートレポート2024」では、トップインタビュー、事業活動の紹介、マテリアリティへの取組みや実績、人財への取組みやコーポレート・ガバナンス等、当社グループの様々な活動を掲載しております。

ホームページにも7月上旬に掲載いたしますのでぜひご覧ください!

https://www.yashimadenki.co.jp/sustainability/



※画像は「八洲電機グループ コーポレートレポート2023」 の表紙です。

# トピックス



#### 健康経営について

#### 『健康経営優良法人2024(ホワイト500)』に6年連続認定されました!

当社は、社員と家族の健康保持・増進のため、生活習慣病対策やメンタルヘルス対策等の「健康経営」に取組んでおります。 2023年度は禁煙対策の推進や女性社員向けの健康セミナー、ウォーキングイベントの開催等各種施策に取組みました。 その結果、経済産業省と日本健康会議が共同で選定する『健康経営優良法人(ホワイト500)』に6年連続認定されました。 また、積極的に健康づくりに取組んでいる企業として健康企業宣言東京推進協議会より「健康優良企業「金の認定」」に5年 連続、社員の健康増進に向けたスポーツ活動の促進に積極的に取組む企業として、スポーツ庁より「スポーツエールカンパ ニー」に4年連続、それぞれ認定されました。

今後も、社員の健康意識を高める活動を通じて、積極的に「健康経営」を推進してまいります。



## 2024 健康経営優良法人

Health and productivity ホワイト500

2023年度の

主な取組み

- 禁煙対策の推進
- 体力測定会の実施
- ウォーキングイベントの開催女性の健康セミナーの開催
- eラーニングの実施(ストレスのセルフマネジメント) 等

## 「若手社員交流会」を開催しました!

2024年1月、2月、3月に、入社5年目までの若手社員を対象とした「交流会」 を開催しました。グループディスカッションや懇親会を行い、若手社員同十の 交流を深めることができました。

当社は今後もこのような取組みを通し、社内のコミュニケーションの活性 化を積極的に図ってまいります。



# 給与水準の引き上げ並びに特別一時金の支給



当社はこれまで継続的なベースアップを実施し、処遇水準の向上を図ってまいりました。2024年度は新たにスタートする [80/26中期経営計画]の柱となるウェルビーイング経営が目指す人的資本の充実・強化のため、11年連続のベースアップを 実施し、更なる企業価値の向上を図ってまいります。

また、2022年度より再スタートした中期経営計画の最終目標である経常利益35億円、経常利益率5.0%を、1年前倒しの 2023年度に大幅に達成したことから、一人当たり100.000円の特別一時金を支給いたしました。

当社は今後も、社員のモチベーションの向上と働く環境の改善を図ってまいります。

# ホームページのご案内

当社ホームページは、「会社情報」「グループ会社」「事業紹介」 「株主・投資家の皆様へ」「サステナビリティ」等の各ページにお いて、当社に関する様々な情報を発信しております。



スマートフォンでも ご覧いただけます。

https://www.yashimadenki.co.jp/

八洲電機

# ■株主還元(配当・優待)

株主の皆様からのご支援に感謝し、投資魅力を高め、株式を長期間保有していただくため、配当と株主優待制度 を実施しております。

## 配当について

- 権利確定日:毎年3月末
- 配当金額:1株当たり28円 (第80期(2024年3月期)実績)



#### <増配について>

2024年3月期の期末配当につきましては、業績及び財務状態を総合的に検討した結果、3円の増配を実施し、1株当たり28円といた しました。今後も、株主の皆様に対する利益還元と内部留保の充実を総合的に勘案し、収益性、成長性、企業体質の強化を考慮しつつ、安 定的な配当の継続維持を行ってまいります。

#### 株主優待制度について

- 対象となる株主様: 毎年9月末日現在の当社株主名簿 に記載又は記録された1単元(100 株)以上保有されている株主様
- 優待内容: ■保有株式数と継続保有期間によって「全国 共通お食事券/東日本復興支援ジェフグ ルメカード を贈呈します。
  - ■継続保有期間の9月末日及び3月末日の 株主名簿に、同一株主番号で、各保有株 式数区分以上の株式を保有しているこ とが連続して記載又は記録されている ことを条件とします。
- 贈呈時期:11月下旬頃の発送を予定しております。

「全国共通お食事券/東日本復興支援ジェフグルメカード」								
<b>継続保有期間</b> *								
保有株式数区分	1年未満	1年以上3年未満	3年以上					
1,000株以上	5,000円分	6,000円分	7,000円分					
200株以上 1,000株未満	2,000円分	2,500円分	3,000円分					
100株以上 200株未満	500円分	1,000円分	1,000円分					

- ※ 継続保有期間1年以上とは、同一株主番号で9月末日及び3月末日の株主名簿に各保有株式数区分以 上の株式を保有していることが連続して3回以上記載又は記録されていることとし、継続保有期間3 年以上とは、連続して7回以上記載又は記録されていることとします。
- 上場取引所 東京証券取引所プライム市場 証券コード 3153 • 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで 毎年6月
- 定時株主総会

3月31日及びあらかじめ公告する一定の日 ● 基準日 公告方法 電子公告により行います。

公告掲載URL: https://www.yashimadenki.co.jp/

※ただし、事故その他やむを得ない事中により電子公 告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲 載いたします。

- 1単元の株式数
- 株主名簿管理人 特別口座の口座管理機関

100株

三菱UFJ信託銀行株式会社

● 同連絡先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 東京都府中市日鋼町1-1

電 話 0120-232-711 (通話料無料)

郵送先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第 29묵

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

#### (ご注意)

- 1. 株主様の住所変更、買取請求その他各種お手続きにつきましては、原則、 □座を開設されている□座管理機関(証券会社等)で承ることとなって おります。口座を開設されている証券会社等にお問合せください。株主 名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取扱いできませんのでご注意く ださい。
- 2. 特別口座に記録された株式に関する各種お手続きにつきましては、特別 □座の□座管理機関(三菱UFJ信託銀行)にお問合せください。なお、 三菱UFJ信託銀行全国各支店でもお取次ぎいたします。

# 第80期定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都港区海岸一丁月7番1号

# 東京ポートシティ竹芝 オフィスタワー 1階 ポートホール



# 交通機関のご案内

JR山手線·京浜東北線: **浜松町駅** 北口 徒歩4分

ゆりかもめ: <mark>竹芝駅デッキ直通 徒歩2分</mark>

都営地下鉄浅草線·大江戸線:大門駅 B2出口 徒歩5分





